

農作物共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、農作物共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や共済規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら最寄りの組合支所（NOSA I 宮城の概要ページ参照）にご連絡ください。

重 要 事 項	詳細 ページ
1 契約の当然成立 「水稲」30a以上、「麦」20a以上を耕作する方は、法律（農業災害補償法）の定めにより、自動的に契約が成立します。	P 2
2 加入申し込みによる共済関係（契約）の成立 「水稲」と「麦」の耕作面積の合計が上記の面積未滿で10a以上耕作している人は、共済細目書異動申告票に必要事項を記入して申し込み、申し込みから20日を経過した時に契約が成立します。ただし、組合が正当な理由により拒んだ場合は、契約できません。	P 2
3 共済目的の種類 共済目的は、「水稲」及び「麦」です。	P 2
4 加入方式と共済金額（補償額） 加入者が選択できます。	P 2
5 共済責任期間（補償期間） 「水稲」は本田移植期（直播する場合にあっては発芽期）から収穫まで、「麦」は発芽期から収穫までです。	P 4
6 共済事故（共済金支払対象事故） 自然災害、火災、病虫害および鳥獣害による収量の減収（盗難は対象外）です。なお、麦の災害収入共済方式は、品質の低下に伴う生産金額の減少もあわせて対象となります。	P 4
7 共済金の支払額 共済事故による損害が発生したときに被害申告していただきます。組合で損害評価を行い、評価結果に基づき共済金を算定します。 共済金の算定方法は、引受方式・補償割合ごとに異なります。	P 4
8 損害発生のお知らせ 損害が発生したときは、遅滞なく組合に連絡ください。	P 5
9 損害防止の義務 加入した「水稲」及び「麦」について、通常の管理、損害防止に努めてください。これらの努めを怠った場合は、損害の額から防止・軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。	P 5
10 共済金が支払われない場合 共済事故による損害であっても、共済金が支払われない場合があります。 詳細ページで確認ください。	P 5
11 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認 麦について、共済金支払い後に共済金の返還を求める場合があります。	P 6
12 その他の重要事項 組合の財務状況によっては、共済金等の額を削減する場合があります。	P 6

<農作物共済の説明書(詳細ページ)>

1 契約の当然成立

農作物共済の契約は、「水稻」または「麦」に係る耕作の業務が「水稻」30 a (主食用米、飼料用米、米粉用米、加工用米及び備蓄米等の耕作面積の合計)、「麦」20 a 以上に達する方については、農業災害補償法の定めにより、当然に成立します。

ただし、当然に成立するか判断する場合の耕作規模については、市街化区域等に属する耕地の耕作面積に40分の30を乗じた面積をもとに算定される面積により判断いたします。

※市街化区域等には、市街化区域、用途地域が該当します。

【例】市街化区域の特例による耕作面積の計算（「水稻」で1筆が10.0 a の耕地が3筆の場合）

耕作面積が3筆で30.0 a のうち1筆の10.0 a が市街化区域内の水田の場合

$20.0 a + \frac{10.0 a \times (30/40)}{} = 27.5 a$ ← 当然成立する面積以下と判断します。

↑
7.5 a

また、当然に成立する方は、毎年、共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書異動申告票を組合に提出することになっています。提出いただけない場合には、現地調査等の法的手続きに従い、組合が共済細目書を作成し、損害評価会に諮って契約内容を一筆方式5割補償、単位当たり共済金額を告示最低額として引受けを確定します。

なお、引受けの確定にあたって、組合が行うことになっている申告内容の検討または現地調査の結果、共済関係の不成立指定の必要を認めたものについては、当該耕地のリストを作成し、当該事由の認定を県知事に申し出て、引受け不成立の手続きを行うこととなります。

2 加入申し込みによる共済関係(契約)の成立

1以外の方が加入される場合は、別途定めている共済細目書異動申告票に、必要事項を記入して組合に申し込み、その申し込みのあった日から20日を経過した時に契約が成立します。

ただし、組合が、その申し出を受理した日から20日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときはこの限りではありません。

なお、1及び2の場合のいずれにおいても、共済細目書異動申告票には、記入誤りがないよう十分ご留意願います。万一記入内容が事実と異なるときには、契約を解除し、共済金支払いを免責する場合があります。

共済細目書異動申告票の提出後、作付けを変更する場合や、記入内容の誤りに気付いた場合は、速やかに組合までご連絡下さい。

3 共済目的の種類

加入できる共済目的は、「水稻（子実の収穫を目的としたものに限りします。）」及び「麦（子実の収穫を目的としたものに限りします。）（秋播小麦、秋播二条大麦、秋播六条大麦）」です。

4 加入方式と共済金額(補償額)

補償方式と補償割合（平年の収穫量・生産金額のうち農業共済が補償する部分の割合）を加入者が選択することができます。補償方式のうち「全相殺方式」、「水稻の品質方式」及び「麦の災害収入共済方式」は一定の条件を満たす方だけが選択できます。補償方式ごとの補償割合は次のとおりです。なお、当然加入基準を満たす方で共済細目書(水稻一体化様式等含みます)の提出を拒んでいる加入者

については、一筆方式5割補償を適用します。

一筆方式	…………… 7割、6割、5割	水稻品質方式	…………… 9割、8割、7割
半相殺農家単位方式	… 8割、7割、6割	麦災害収入共済方式	… 9割、8割、7割
全相殺農家単位方式	… 9割、8割、7割		

一筆方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式の共済金額（共済事故があった時の最高補償額）は、加入申し込みのときに加入される共済目的の種類等ごとに、単位（1kg）当たり共済金額に引受収量を乗じて得た金額です。

水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式については、過去一定年間の出荷データに基づいて算出した基準生産金額に、100分の60を下限として加入される方が選択した補償割合（100分の90、100分の80又は100分の70）を乗じた金額を上限として加入される方が申し出た金額です。

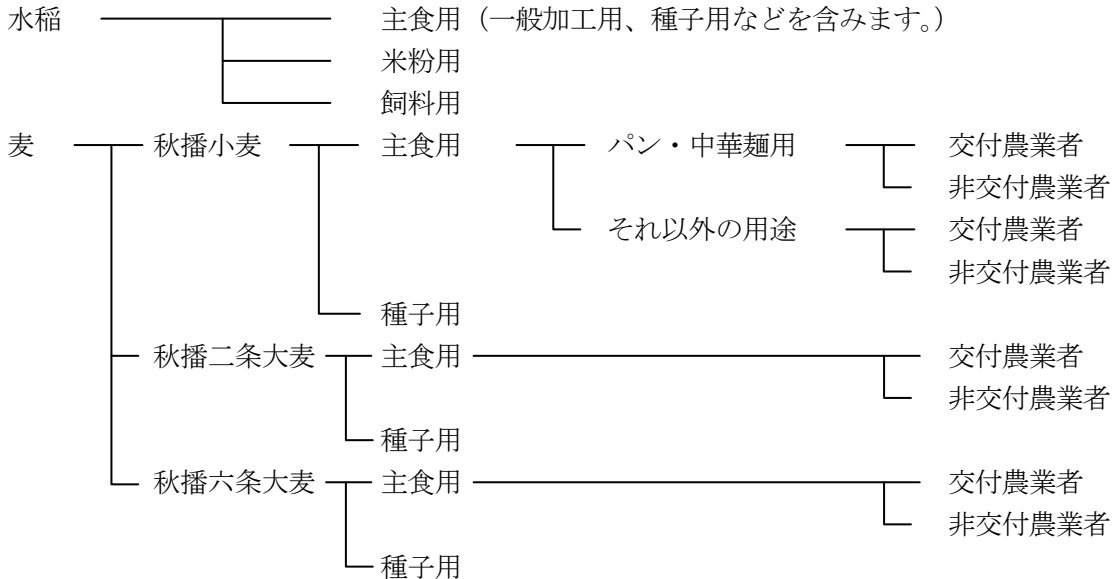
(1) 単位当たり共済金額

単位当たり共済金額は、毎年、農林水産大臣が告示します。加入者は告示に基づき設定された単位当たり共済金額のうちから申し出により選択します。なお、当然加入基準の面積以上の農作物共済の共済目的を作付けする方で共済細目書の提出を拒む方に適用される単位当たり共済金額は、農林水産大臣が告示する金額のうち最低の金額を適用します。

「水稻」の単位当たり共済金額は、用途別（主食用（一般加工用、種子用などを含みます。）、米粉用、飼料用の別）に設定します。

「麦」の単位当たり共済金額は、麦の種類別（秋播小麦、秋播二条大麦、秋播六条大麦の別）に用途別（主食用（小麦についてはパン・中華その他の別に細分されます。）、種子用の別）に設定し、主食用についてはさらに経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払交付金（以下「数量払交付金」）を受けようとする農業者（以下「交付農業者」）とそれ以外の農業者（以下「非交付農業者」）の別に設定します。

（単位当たり共済金額の設定区分）



【注意！】 「麦」について、「交付農業者」として単位当たり共済金額の選択を申し出した加入者が後日、要件を満たさない等により数量払交付金を受けられないことが判明した場合は、「非交付農業者」に適用される単位当たり共済金額を適用し、引受変更することになります。

(2) 引受収量

引受収量は次のように算定し、組合が設定しています。

① 「水稻」及び「麦」共済の一筆方式

引受収量＝(耕地ごとの10a当たり収穫量×耕地ごとの引受面積)×補償割合

※ 圃場1筆ごとに計算しています。

②「水稲」の半相殺農家単位方式

引受収量=(耕地ごとの10a当たり収穫量×耕地ごとの引受面積)の合計×補償割合

③「水稲」の全相殺農家単位方式

引受収量=(耕地ごとの10a当たり収穫量×耕地ごとの引受面積)の合計×補償割合

○ 10a 当たり収穫量 (基準収穫量)

10a 当たり収穫量は平年的な収穫量で、県平均が農林水産大臣から、組合平均が県知事から毎年通知されます。

組合では耕地ごとの圃場条件、栽培管理等を調査して、耕地ごとの収量等級を設定し、組合平均が県知事から通知される10a 当たり収穫量の範囲内になるように定めています。

なお、「水稲の品質方式」及び「麦の災害収入共済方式」にかかる10a 当たり収穫量は、加入される方ごとに過去一定年間の出荷データから算定します。

(3) 基準生産金額 (「水稲の品質方式」、「麦の災害収入共済方式」)

基準生産金額とは、加入者の平年的な麦の生産額 (いわゆる販売収入額) であり、補償の限度額である共済金額の算定の基礎となるものです。「水稲の品質方式」及び「麦の災害収入共済方式」において、加入者ごとに過去一定年間 (原則として5か年間) の出荷データを基に、次のように算定しています。

$$\text{基準生産金額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{過去一定年間の} \\ \text{産地別銘柄ごと} \\ \text{出荷規格ごとの} \\ \text{10a 当たり収穫} \\ \text{量} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{産地別銘柄} \\ \text{ごと出荷規} \\ \text{格ごとの kg} \\ \text{当たり価額} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{産地別銘} \\ \text{柄ごとの} \\ \text{引受面積} \end{array} \right\} \begin{array}{l} \text{の合計} \\ \text{の合計} \end{array}$$

5 共済責任期間(補償期間)

事故が発生したときの補償期間 (以下「共済責任期間」といいます。) は、次のとおりです。

水稲…………… 本田移植期 (直播をする場合にあつては発芽期) から収穫をする時までです。収穫とは、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

麦…………… 発芽期 (移植をする場合にあつては移植期) から収穫をする時までです。収穫には、通常の圃場乾燥期間も含まれます。

6 共済事故(共済金支払対象事故)

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故 (以下「共済事故」といいます。) は、次のとおりとなっています。なお、水稲の品質方式及び麦の災害収入共済方式では、これらの事故を原因とした品質低下による生産金額の減少も共済金の支払対象としています。

- (1) 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因 (地震及び噴火を含む。) による災害
- (2) 火災
- (3) 病虫害
- (4) 鳥獣害

7 共済金の支払額

農作物共済に加入した「水稲」及び「麦」に、共済事故による損害が発生したときに共済金をお支払いします。共済金の支払額は、次の算式による金額となります。

なお、「麦」について、平成27年産から経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払 (営農継続支払) 交付金 (以下「面積払交付金」) が当年産の作付面積を対象に支払われることとなったため、麦共済との関係調整がなされ、数量払交付金を受ける交付農業者で面積払交付金受給者の麦の実収穫量は実際の収穫量に面積払交付金に相当する収穫量を加算した収穫量となります。また、生産金

額は実際の生産金額に面積払交付金に相当する金額を加算して算定します。

(1) 「水稲」及び「麦」の一筆方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝引受収量－実収穫量

(圃場1筆ごとに計算します。)

* 実収穫量は、被害申告のあった耕地ごとに調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

(2) 「水稲」の半相殺農家単位引受方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝(被害耕地の基準収穫量－被害耕地の実収穫量)の合計

－基準収穫量の合計×(1－補償割合)

* 実収穫量は、被害申告のあったすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

(3) 「水稲」の全相殺農家単位引受方式

支払共済金の額＝共済減収量×単位当たり共済金額

共済減収量＝(基準収穫量の合計－実収穫量)－基準収穫量の合計×(1－補償割合)

* 実収穫量は、被害申告のあった農家ごとに乾燥調製施設等への搬入数量等、JA等への出荷数量等若しくはすべての耕地の調査結果から決定される評価単収を基に算定します。

(4) 「水稲の品質方式」及び「麦の災害収入共済方式」

支払共済金の額＝(※特定農作物共済限度額－生産金額)× $\frac{\text{共済金額}}{\text{※特定農作物共済限度額}}$

※ 特定農作物共済限度額は、補償割合に応じて次のように算定されます。

特定農作物共済限度額＝基準生産金額×補償割合

8 損害発生のお知らせ

加入した「水稲」及び「麦」に損害が発生したときは、遅滞なく組合に損害発生通知をしてください。損害発生通知が遅れ、事故状況の確認ができない場合には共済金が支払われなくなることがあります。

9 損害防止の義務

加入者は、加入した「水稲」及び「麦」について、通常の管理、損害防止を行なうとともに、事故が発生したときは、その防止、軽減に努めて下さい。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止・軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示する場合があります。

10 共済金が支払われない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には、共済金をお支払いできないことがあります。

(1) 加入者が損害防止の義務を怠ったとき

(2) 加入者が損害防止義務の指示に従わなかったとき

(3) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、故意・重大な過失によって事実と異なるお知らせをしたとき

(4) 加入者が共済細目書異動申告票の提出を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって共済細目書異動申告票に不実の記載をしたとき

(5) 加入者が正当な理由がないのに共済掛金の払い込みを遅滞したとき

(6) 加入者が加入している水稲、麦についての栽培方法を、加入した区分に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合、その変更の結果、通常生ずべき損失の額

- (7) 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき
- (8) 共済事故発生の際の調査を妨害したとき

11 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無の確認

(1) 交付申請の有無の確認

「麦」について、加入者が選択を申し出た単位当たり共済金額について、その適用にあたり確認するため関係部署（市町村、JA、東北農政局等）へ経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の数量払いの交付申請の有無等を照会いたします。

(2) 共済金の返還を求める場合

- ① 「麦」について、共済金の支払い後に交付農業者としての単位当たり共済金額を適用した加入者が非交付農業者であることが判明した場合は、非交付農業者に適用される単位当たり共済金額を適用し引受変更するとともに、支払いした共済金の返還（全部又は一部）を求めることがあります。
- ② 「麦」について、交付農業者として引受した加入者で数量払のみの交付申請を行った旨の申告があったにもかかわらず、面積払交付農業者であることが判明し共済金が過大に支払われていたときには、支払いした共済金の返還（全部又は一部）を求めることがあります。なお、このような事例が複数年続いた時やその他悪意または重大な過失によって不実の申告をしたと認められるときは、共済金の全部または一部についてお支払いできないことがあります。

12 その他の重要事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、広く危険分散を図るなど共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、組合の財務状況によっては、お支払いする共済金の金額が削減されることがあります。